

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に採用され、事務員として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日午前10時40分頃、会社内の空調機前において事務作業中、左目に異物が入ったため、手で擦った際、受傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、本件事故当日、D眼科に受診し、「左角膜上皮剥離」と診断され、治療を開始した。その後、同年〇月〇日、E眼科に転医し、「左反復性角膜びらん」（以下「旧傷病」という。）と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に対し障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表1に定める障害等級第8級に該当するものと認め、平成〇年〇月〇日に同等級に应ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、その後もE眼科において、「左表層角膜炎、両眼視力低下」の治療を継続し、監督署長に対し、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る療養補償給付を請求したが、監督署長は、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及び、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した(以下「平成〇年裁決」という。)

その後も請求人は、療養を継続し、「両眼視力低下」(以下「本件傷病」という。)が残存しているとして、平成〇年〇月〇日、監督署長に対し障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は旧傷病と本件傷病の間に因果関係を認めることができないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、平成〇年〇月〇日、Fクリニックに受診し「うつ病、心因性視力低下」と診断されたことについて、これが業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分をし、請求人はこの処分を不服として審査官に審査請求をしたが、審査請求が受理された日から3か月を経ても審査請求についての決定がないことから、労災保険法第38条第2項の規定により、審査官の決定を経ないで再審査請求に及び、当審査会は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却している(以下「平成〇年裁決」という。)

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が本件事故に起因するものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人に残存する本件傷病が本件事故を起因とするものであり、旧傷病の療養中に発病した旨主張している。

しかしながら、当審査会は既に平成〇年裁決において、請求人が主張する本件傷病と旧傷病との間に因果関係は認められないと判断しているところである。

(2) 本件再審査請求に関し請求人が提出している資料及び主張を精査するに、いずれも平成〇年裁決の本件傷病と旧傷病との間に因果関係はないとの判断を左右するものとは認められず、新たな判断を要する点はないものと判断する。

また、請求人は、請求人に発病した「うつ病、心因性視力低下」が業務上の事由によるとして争った別の再審査請求において、十分な検討が行われなかったなどと縷々主張するが、障害補償給付の監督署長の不支給決定処分を争っている本件とは事案を異にしており、その主張は採用できない。

なお、当該再審査請求に関しても当審査会としては審理を尽くし、業務上の事由によるものとは認められない旨、既に裁決（平成〇年裁決）済みであり、監督署長の処分は確定している。

3 以上のおりであるので、請求人に残存する本件傷病と旧傷病との間に因果関係は認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。